



福島県行政書士会

# 県南支部会報

2024.10

No.22

表紙 棚倉町 黄金色の田園を走る水郡線  
特集 インボイス

## 支部長挨拶

福島県行政書士会県南支部

支部長 矢吹晃平

会員の皆様には、日頃より支部運営にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

私事、月日が凄く早く感じます。やはり年齢のせいでしょうか？  
許認可申請又は届出の締切日も速くやってきます。年齢と戦いながら自分の命日まで『街の法律家』を続けたいと思っております。もちろん、自分一人では限界があるので仲間である行政書士及び他士業の先生方の協力を得ることが必要であると思えます。その時はよろしくお願い致します。

ところで、最近の許認可業務が難しくなっている様に感じます。  
クライアントの希望する目的達成のために いくつもの許認可を取得することが必要な場合もあります。また、他士業の業務にまたがることも多いです。このようなことを的確に提案、コンサルティングすることが営業であると思えます。信頼されないと仕事は回ってきません。

行政書士は業務の範囲が広い為、他士業より常に研修に励む必要があります。

この様なことから、行政書士は出来る限り積極的に研修会に参加し、経験豊富な先輩とも繋がりを持つことが大事だと思います。いわゆる「一匹狼」では、今後、受託業務の処理が難しい場面が多くなってくのではないかと思います。

私は会員同士の繋がり、連携により受託業務が適格にスムーズに処理されることが、市民から『街の法律家』と認められる行政書士の道だと思います。  
理想の『街の法律家』に向かって、みんなで頑張りましょう。

2024年9月18日作成



栄えある受賞おめでとうございます

◆福島県行政書士会会長表彰受賞者

佐藤義美 眞弓好司 有賀良雄 塩田 隆 関根真吾



佐藤義美会員

◆喜寿祝

鈴木守廣 斉藤栄治 我妻 瞭

◆日本行政書士会連合会会長表彰受賞者


松本裕次

◆日本行政書士会連合会東北地方協議会会長表彰受賞者

芝崎香次

# 会 員 の 動 き

## <新入会員のご紹介>

渡邊 輝吉		<自己紹介>	
県南支部	須賀川市	気軽に立ち寄り相談できる行	
登録番号	第 23052379 号	政書士を目指し、ご近所、そし	
会員番号	第 2603 号	て地域の皆様の身近な存在になるべく、業務に	
入会年月日	令和 5 年 10 月 2 日	励んでまいります。	
電話番号	090-2798-1773		

大野 達也		國井 高利	
県南支部	白河市	県南支部	白河市
登録番号	第 23051768 号	登録番号	第 24051041 号
会員番号	第 2595 号	会員番号	第 2623 号
入会年月日	令和 5 年 7 月 15 日	入会年月日	和 6 年 5 月 1 日
電話番号	0248-22-6317	電話番号	0248-23-0138

## <退会会員>

岡部二郎	草野邦彦	中平道和	吉田勝	滝田敬一	塩田博文
------	------	------	-----	------	------

## 県南支部ホームページ開設のお知らせ

10月1日から、支部のホームページを開設する予定です。

URL：<https://kennan-gyosei.com/>

※10月9日(水) PM13:30~16:30 白河市産業プラザ人材育成センターにて於いて  
「ホームページの活用について」研修会を実施いたします。定員に若干の余裕があります。  
ぜひご参加ください。 連絡先 FAX: 0248-75-3517 (事務局)

## 非行政書士排除の為の市町村訪問日程

地 区	日 時	訪問先	担当者	備 考
白 河	・ 10 月 17 日 (木)	白河市役所 泉崎村役場 中島村役場 西郷村役場 矢吹町役場 白河警察署 白河商工会議所 白河公証役場	矢吹晃平 星野雅子 塩田仍文	ポスター配 布と行政書 士業に關す る協力依頼
東白川	・ 10 月 17 日 (木)	棚倉町役場 埴町役場 鮫川村役場 古殿町役場 矢祭町役場 浅川町役場 棚倉警察署 各商工会	藤田和彦 金澤 豊	〃
須賀川	・ 10 月 17 日 (木)	須賀川市役所 鏡石町役場 天栄村役場 石川町役場 平田村役場 玉川村役場 須賀川警察署	荒川 讓 佐藤裕貴子	〃

## 女性による女性の為の相談会

地 区	日 時	開催場所	担当者	備 考
白河 須賀川	未定	未定	星野雅子 湯座洋子 佐藤裕貴子 関満理子	女性に寄り 添う相談会

## 個人事業主に必要なインボイス知識

**Q** インボイス制度がスタートし、免税事業者はこれまで交付していたような請求書や領収書等を交付することはできないのでしょうか。

**A** これまでと同様に可能です。ただし、適格請求書(インボイス)を交付することができるのは適格請求書発行事業者に限られますので、**インボイスであると誤認されるおそれのある表示をした書類**(登録番号(T+13桁の数字)と類似した英数字や、自身のもではない登録番号を、自らの「登録番号」として記載した書類など)を交付等することは**禁止**されており、**罰則の対象**となります。

なお、免税事業者が請求書等に消費税相当額を記載したとしても、それが適格請求書等と誤認されるおそれのあるものでなければ、基本的に罰則の適用対象となるものではありません。また、免税事業者であっても、仕入れの際に負担した消費税相当額を取引価格に上乗せして請求することは適正な転嫁として、何ら問題はありません。

**Q** インボイス制度開始後一定期間は、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があるそうですが、この場合の仕入税額控除の要件について教えてください。

**A** インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」といいます。)からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、**仕入税額控除を行うことができません**。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%



詳しくはこちらを  
ご参照ください

( 国税庁インボイス制度に関するQ & A )

## 互 助 会 給 付 関 係

- ① 会員の結婚並びに出産（配偶者を含む）
- ② 傷病入院（3週間以上）
- ③ 火災      ④ 個人会員、配偶者、一親等の親族の死亡

上記のような場合、事務局までお知らせください。

事務局 芳賀泰広 TEL : 090-4559-3507

E-mail : [admi-haga@fp-trust.jp](mailto:admi-haga@fp-trust.jp)

### 令和5年・6年度役員紹介

1	支 部 長	矢 吹 晃 平	8	理 事	湯 座 洋 子
2	副 支 部 長	赤 坂 利 彦	9	理 事	星 野 雅 子
3	副 支 部 長	金 澤 秀 浩	10	理 事	藤 田 和 彦
4	理 事 事 務 局	芳 賀 泰 広	11	理 事	金 澤 豊
5	理 事 会 計	荒 川 譲	12	監 事	塩 田 仍 文
6	理 事	関 満 理 子	13	監 事	佐 藤 裕 貴 子
7	理 事	齊 藤 文 弘	14	予 備 監 事	関 根 秀 也



## 矢吹町 大正ロマンの館 LILICAFE

《 福島県行政書士会 県南支部 会報 No. 22 》

発行日 2024年10月1日(火)

発行人 県南支部長 矢吹晃平

令和6年度会報編集委員

星野雅子 関満理子